

歯科診療特別対応地域支援加算について

東京都立心身障害者口腔保健センターは歯科診療特別対応連携加算1（特1）、歯科診療特別対応連携加算2（特2）に係わる施設基準に適合した保険医療機関です。患者さんが近医での歯科受診を希望されたとき、当センターから歯科診療所へ紹介いたします。紹介された歯科診療所では、初診時に歯科診療特別対応加算1（特1）175点又は歯科診療特別対応加算2（特2）を算定し、歯科診療特別対応地域支援加算として100点を加算します。

なお、レセプトの摘要欄には紹介元保険医療機関名の記載が必要です。

特連施設基準届け出あり医療機関 (例:当センター)

- ・歯科診療特別対応加算1 特1(175点)
又は
- ・歯科診療特別対応加算2 特2(250点)
算定患者

【紹介する医療機関】
診療情報提供料(I)+加算
250点+100点(情I加3)

*紹介する医療機関は診療情報提供料(I)に定める様式に基づいた提供文書を作成します。
歯科診療特別対応加算1又は歯科診療特別対応加算2を算定した旨を記載します。



特連施設基準届け出なし医療機関 (歯科診療所)

- ・歯科診療特別対応加算1 特1(175点)
又は
- ・歯科診療特別対応加算2 特2(250点)
を算定

【紹介された医療機関】
初診料(272点(245点))を算定し、
歯科診療特別対応地域支援加算(特地)+100点が算定できます。

事例 東京都立心身障害者口腔保健センターから歯科診療所が紹介を受けた場合

傷病名部位	EDCBA ABCDE EDCBA ABCDE	単 G	
月 日	部 位	療 法・処 置	点 数
12/5		初診+特1（歯科診療特別対応加算1）	272+175
		歯科診療特別対応地域支援加算*	100
		東京都立心身障害者口腔保健センター	—
		からの紹介患者。	—
		定期管理依頼。	—
		知的障害のため治療の目的理解できず	—
		開口維持が困難。継続的な体動の安定	—
		が困難のため歯科衛生士による体動の	—
		コントロール。	—
		主訴 口腔内を定期的に診てほしい。	—

		(母親談)	—
		所見 前歯の歯頸部にプラークは付いて	—
		いるが、概ね口腔内清掃状況は	—
		良好である。辺縁歯肉に軽度の	—
		発赤を認める。	
		歯科疾患管理料	90
		管理計画の説明、指導内容（略）	—
		文書提供加算 提供文書（略）	10
		ブラッシング指導	—
	EDCBA ABCDE EDCBA ABCDE	混合歯列期歯周病検査	—
		検査結果（略）	80

※診療情報提供書にて紹介元での歯科診療特別対応加算患者として確認済み。